

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十一年六月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	神石高原町立病院	神石郡神石高原町小島一七六 三番地二	平成二二年五月二六日